

2020年7月3日(金曜日)

〔ファクスだより〕

〓令和2年6月1日より職場における
ハラスメント防止対策が強化されました〓 ①

今週から連載で、パワーハラスメント防止対策について
お届けします。

令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進
等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働
施策総合推進法、男女雇用機会均等法および育児・介護休
業法が改正されました。本改正により、職場におけるパワ
ーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講
じることが事業主の義務となります。

Ⅱ ※中小事業主は、令和4年4月1日から義務化(そ
れまでの間は努力義務)されます Ⅱ

また、令和2年5月25日に、船員に関するパワーハラ
スメントに関して、雇用管理上講ずべき措置等について
定めた指針等が告示され、同年6月1日より施行されま
した。

※中小事業主とは、資本金の額または出資の総額が3億円
以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以
下の会社および個人

パワーハラスメントとは

職場における「パワーハラスメント(パワーハラ)」とは、
職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動
であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに
より、③船員の就業環境および船内生活環境が害される
ものであり、①〓③までの要素を全て満たすものをいい
ます。

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる
適正な業務指示や指導については、該当しません。

次回は、パワーハラの具体的な内容についてご紹介しま
す。